別表第1（第4条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 | 補助金の額 |
| 新商品開発支援事業 | １　新商品開発に資するマーケティングに関する調査研究  ２　新商品開発に資する外部専門家の招へい  ３　試作  ４　外装デザイン等の開発  ５　宣伝広告  ６　その他町長が認めるもの | 補助対象経費の3分の2以内の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）とし、60万円を限度とする。 |
| 既存商品改良支援事業 | １　外装デザイン等の改良  ２　その他町長が認めるもの | 補助対象経費の3分の2以内の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）とし、30万円を限度とする。 |

別表第2（第5条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 謝金 | 指導者、講師及びデザイナーへの謝金 |
| 旅費 | 研修、調査に要する旅費、指導者及び講師を招へいするための旅費 |
| 消耗品費 | 原材料及び副資材、加工に使用する器具、パッケージ用資材等新商品の開発に必要と認められる費用 |
| 印刷製本費 | チラシ、パンフレット、包装紙、商品説明等の印刷費 |
| 通信運搬費 | 郵送料、宅配料 |
| 広告宣伝費 | 広告料、折込料 |
| 手数料 | 品質検査、栄養成分の分析等手数料 |
| 委託料 | 加工、パッケージ・ラベル等のデザイン委託料、マーケティング及びブランディングのための外部委託料 |
| 使用料及び賃借料 | 加工施設使用料、試作に必要な機械器具等のリース費用及び試食会場借上料 |
| 機械設備費 | 商品化のために必要となる500千円以下の機器購入費  ※汎用性の高い機器購入は除く。  ※総事業費の1/2以下の額とする。 |
| 産業財産権の出願に係る費用 | 産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）を得るための費用 |
| その他 | 町長が特に認める経費 |